

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 20 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局国民健康保険課

厚生労働省保険局高齢者医療課

平成 28 年熊本地震の被災者に対する既往歴等の提供について（情報提供）

標記につきまして、別紙のとおり、都道府県民生主管部（局）都道府県国民健康保険主管課（部）、都道府県民生主管部（局）都道府県後期高齢者医療主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療広域連合事務局宛て事務連絡を發出するとともに別添の関係団体各位に周知しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中  
公益社団法人 日本歯科医師会 御中  
公益社団法人 日本薬剤師会 御中  
一般社団法人 日本病院会 御中  
公益社団法人 全日本病院協会 御中  
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中  
一般社団法人 日本医療法人協会 御中  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中  
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中  
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中  
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中  
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中  
公益社団法人 日本看護協会 御中  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中  
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中  
独立行政法人 国立病院機構本部 御中  
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中  
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中  
独立行政法人 労働者健康福祉機構本部 御中  
健康保険組合連合会 御中  
全国健康保険協会 御中  
社会保険診療報酬支払基金 御中  
財務省主計局給与共済課 御中  
文部科学省高等教育局医学教育課 御中  
文部科学省高等教育局私学行政課 御中  
総務省自治行政局公務員部福利課 御中  
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中  
警察庁長官官房給与厚生課 御中  
防衛省人事教育局 御中  
労働基準局労災管理課 御中  
労働基準局補償課 御中  
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事務連絡  
平成28年4月20日

都道府県民生主管部（局）  
都道府県国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成28年熊本地震の被災者に対する既往歴等の提供について（情報提供）

今般の平成28年熊本地震により被災した被保険者には、かかりつけの医療機関等で診療を受けられず、既往歴や服薬の情報を把握できない場合も想定されます。

こうした中、かかりつけの医療機関等以外においても、被保険者の罹患情報を把握し、適切な医療を速やかに提供するため、別紙のとおり、熊本県国民健康保険団体連合会（以下「熊本県国保連」という。）及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）において、医療機関及び保険者からの照会に応じ、個人情報保護法に則って、被保険者（国保及び後期高齢者医療制度の被保険者）の罹患情報を提供する事業を実施することとなりました。ついては、貴管内関係者への周知等につき、特段の配慮をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、熊本県国保連にお問い合わせ下さい。

熊本県の医療機関の皆さまへ

熊本県の国保・後期高齢者医療の被保険者の方が被災し避難したとき、かかりつけの医療機関等で診療が受けられなくなっている場合があります。

その中には、既往歴や服薬の情報を把握できない方がおられますが、適切な医療を速やかに提供するためには、罹患情報を把握することが有効であることから、被災者の同意を得た医療機関及び保険者から照会があれば、国保連合会(国保中央会)からその方の罹患情報を提供いたします。

この取り扱いについては、今回の熊本地震に限定した取り扱いとなります。個人情報保護の取り扱いについては十分に留意いたします。

